

(別紙)

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」新旧対照表

改正後	改正前
こ成保 3 8 5文科初第483号 令和5年5月19日	こ成保 3 8 5文科初第483号 令和5年5月19日
[最終改正] <u>こ成保 6 8 9</u> <u>7文科初第1908号</u> <u>令和7年12月24日</u>	[最終改正] <u>こ成保 4 9 9</u> <u>7文科初第1230号</u> <u>令和7年8月27日</u>
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
こども家庭庁成育局長	こども家庭庁成育局長
文部科学省初等中等教育局長	文部科学省初等中等教育局長
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。
なお、本通知は令和5年4月1日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）は廃止する。	なお、本通知は令和5年4月1日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）は廃止する。
この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。	この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。
記	記
第1～第5 [略]	第1～第5 [略]

改正後	改正前
<p>別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 14 [略]</p> <p><u>15. 運営継続支援臨時加算（④）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 14 [略]</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p>別紙2（保育所（保育認定2・3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 11 [略]</p> <p><u>12. 運営継続支援臨時加算（③）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙2（保育所（保育認定2・3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 11 [略]</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p>別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 11 [略]</p> <p><u>12. 運営継続支援臨時加算（④）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 11 [略]</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p>別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 10 [略]</p> <p><u>11. 運営継続支援臨時加算（⑩）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 10 [略]</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
別紙5（家庭的保育事業（保育認定3号）） <b>I ~ IV [略]</b> <b>V 特定加算部分</b> 1 ~ 6 [略] <u>7. 運営継続支援臨時加算（②）</u> (1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。  (2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。	別紙5（家庭的保育事業（保育認定3号）） <b>I ~ IV [略]</b> <b>V 特定加算部分</b> 1 ~ 6 [略] <span style="color: red;">(新設)</span>

改正後	改正前
別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号）） <b>I ~ V [略]</b> <b>VI 特定加算部分</b> 1 ~ 6 [略] <u>7. 運営継続支援臨時加算（⑦）</u> (1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。  (2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。	別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号）） <b>I ~ V [略]</b> <b>VI 特定加算部分</b> 1 ~ 6 [略] <span style="color: red;">(新設)</span>

改正後	改正前
<p>別紙7（小規模保育事業C型（保育認定3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 6 [略]</p> <p><u>7. 運営継続支援臨時加算（②）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙7（小規模保育事業C型（保育認定3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 6 [略]</p> <p><b>（新設）</b></p>

改正後	改正前
<p>別紙8（事業所内保育事業（保育認定3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 6 [略]</p> <p><u>7. 運営継続支援臨時加算（②）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙8（事業所内保育事業（保育認定3号））</p> <p>I ~ V [略]</p> <p>VI 特定加算部分</p> <p>1 ~ 6 [略]</p> <p><b>（新設）</b></p>

改正後	改正前
<p>別紙9（居宅訪問型保育事業（保育認定3号））</p> <p>I ~ IV [略]</p> <p>V 特定加算部分</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2. 運営継続支援臨時加算（⑬）</u></p> <p>(1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。</p> <p>(2) 加算の算定 加算額は定められた額を、令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>別紙9（居宅訪問型保育事業（保育認定3号））</p> <p>I ~ IV [略]</p> <p>V 特定加算部分</p> <p>1 [略]</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
別紙10（特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）以降 [略]	別紙10（特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）以降 [略]